

惠國條款の適用に付ては前記獨逸政府の提議通り一八八〇年獨清追加條約の規定に準じ、其適用の範圍を通商航海に關する事項に限定すると共に無條件主義を採用することとした。最後に第十三條約期限に付ては井上外務卿は之が效力を十年又は十二年に限定し其後は一方的通告を以て廢棄し得べき案を主張したが、英國委員等は容易に之を肯ぜず右期限は安政條約同様單に修正し得べきものとすることを欲した。

以上述べ來つた如く豫議會の審議は多岐に互り各委員の樽俎折衝歸結するところを知らぬ有様であつたから、井上外務卿に於ては一先つ協定を経たる日本案を以て會議の決議とし、異議のあるところは之を各本國に移牒して更に本國の容認を請訓する様希望した。かくて本國政府の訓令を俟つて新しく會議を開くこととし右豫議會は同年七月二十七日第十六回會議を以て一時閉會するに至つた。

註1 條約改正關係大日本外交文書別卷會議錄參照

2 同右第二卷五三文書

3 同右九四文書以下

第三節 明治十九年井上條約改正會議に至る經過

英政府の第一章 豫議會閉會後井上外務卿は早速右會議錄を在外本邦各代表者に送付すると共に會議の成果及日本の新提案たる内地開放案に對し列國政府の意向を打診せしめた。然るに歐洲の列國は其の最も利害關係の深い英國の態度に倣はうとして何等の意見を發表しなかつた。英國政府に於ては依然としてパークス公使の意見を尊重し、治外法權の撤廢は之を他日に譲り、今回は通商關稅事項に關してのみ日本に讓歩すべく、而も右讓歩の對償としては當初の方針通り二、三ヶ所の立寄港の開設、傭船の形式による外國船に對する沿岸貿易の許與、旅券制度の擴張等を求

むべきことに決定した。而して此の意味に於て列國の意見を纏める爲め明治十六年五月一日歐洲の關係列國政府に對し同章を送付するところあつた。右英國の同章には日本との新通商航海條約中に於ては一般文明國諸國間に於ける條約の如く廢棄條項を挿入することを不可とし、新通商航海條約は八ヶ年又は十ヶ年の效力を有し、而して兩締約國は右八ヶ年又は十ヶ年後に於て安政諸條約の例に倣ひ修正交渉の權利を有するのみとした。蓋し日本の提案の如く廢棄條項を設けることは支那、土耳其等東洋諸國との條約に對し影響するが故に日本に對してのみ同意を與へることは當を得ないとしたものの様である¹。更にパークスは右一定期限後に日本に對し完全な關稅自主權を與へることは日本に於て近々發布せられる憲法の實施後に至つて強硬な民論に左右せられて再び外國との通商を閉鎖するに至るやも保せられぬとの意見を述べた。之は益々通商航海條約中の廢棄條項挿入に對する英國政府の反對熱を煽つたものと思はれる²。

之より先、在英森公使は英國政府の此の如き誠意なき態度に對し屢々英國外務大臣グランヴィル侯の注意を喚起したが其の效なきものと認められた³。

獨逸の斡旋 茲に於て井上外務卿は再び獨逸政府の好意に依るべき覺悟をなし、在獨青木公使に訓令して獨逸政府の好意的周旋を依頼せしめた。獨逸政府に於ては、英國政府が他の亞細亞諸國に及ぼす影響を慮り日本に對し一定期間後無條件條約廢棄を許すの先例を示すことに反對するは無理からぬこととなりとし、明治十六年四月十一日に至り折衷的意见を提議して來た。即ち日本は八ヶ年又は十ヶ年後に協定稅目其の他通商條約規定を廢棄し得べきものとすると同時に、日本に於て右廢棄條項行使の場合には全國を外國人の居住通商企業の爲め開放し居るべきことを條件とすべく、又最惠國條款は日本提案による如き有條件主義は到底同意し得ないが、一八八〇年三月三十一日（光緒六年）獨清間締結の追加條約第一條末項に於けるか如く、其適用に付規則遵由を明かにすることには異議なしとした⁴。

右獨逸政府の折衷意見に對し井上外務卿より、通商航海條約の期限を安政條約の修正期限に略ぼ均しくする爲め十五ヶ年以内とし及最惠國條款を限定的無條件主義に改めることには同意するが、元來日本の内地開放は治外法權撤廢と不可分の關係あるものであるから之を關稅自主權回復の條件とするの主義には同意するを得ないことを切言した。⁵然し獨逸政府は勸説して、依然他の亞細亞諸國との條約關係上關稅自主權の獲得を内地開放と關聯せしめない以上到底英國其の他の政府を納得せしめることは出来ない、即ち日本が他の亞細亞諸國と異なる地位に立つた後、關稅自主權を回復するの形式を採用する爲め、獨逸提議の折衷案を採用するの外妙案のないことを主張した。又日本としては前記十五年の期間中に列國政府と協議を遂げ適當條件の下に内地開放及治外法權の撤廢をなすこと敢て困難ではなからうと述べた。遂に日本政府は右獨逸政府の折衷意見に同意するに至り、獨逸政府は明治十六年七月四日付同章を以て前記折衷意見の下に關係列國に對し豫議會の成果に關し日本に對し申出でをする様態薄するに至つた。⁶

佛國の態度 佛國政府は元來新協定税目は佛國品に對し最大の引上げとなる等の理由により英國政府以上に保守的であつた。處が佛國は當時安南事件に關し清國と係争中であつて、清國の安南に對する宗主權の主張は恰も朝鮮に對するの夫れと等しく、自然日佛兩國は利害を同じうする立場にあつた。依て佛國政府は安南事件に關し日本政府の好意的態度を期待するに至り、引いて我が條約改正問題に關しても其の態度を緩和し好意的態度に出る様になつた。明治十六年六月六日蜂須賀(茂韶)公使が外相シャルメル・ラクール(Challamel-Lacourt)に會見した際、同外相より「佛國政府は日本政府の提議通り通商航海條約に廢棄條項を設定することに異存なし」と言明した。又前記明治十六年五月一日付の英國よりの同章に對し、七月七日付を以て在英の同國代理公使に到した訓令に於ては英國よりの提議を其の儘同意せず、關稅協定問題に關し絹織物輸出税の撤廢、佛國特產品に對する輸入税輕減を主張すると共に、他而日本に好意を示す目的を以て通商航海條約は日本提案の如く一定期限後に廢棄し得べきものとすること、尤も右廢棄し得べき時期に關しては關係列國間の意見一致を要するものとした。⁸右佛國政府の意見は單に日本に對し道義的的支持を與へるのみで其の内容は何等日本に有利なものではなかつたけれども、新聞紙上等に於ては佛國政府は日本の提案の廢棄條項挿入に同意すと傳へられた。

英政府の第二回章 この佛國の態度は從來兎角觀望的態度を採つた白耳義、和蘭、伊太利、西班牙、瑞西等の政府に好影響を及ぼし、是等諸國は前記七月四日付獨逸政府の折衷的回章に同意を表するの形勢となつた。此の間に在獨青木公使を中心として在英森公使、在佛蜂須賀公使等は屢々伯林、スパー、ブラッセル等に會合し列國との交渉上の連絡を採るところあり、遂に英國政府も亦其の態度を緩和せざるを得ざるに至り、明治十六年十一月二十四日付關係列國宛第二次回章を發した。右第二次回章に於ては前記七月四日付獨逸同章に同意したが、獨逸提案に對し更に一條件を附加し、日本に於て通商航海條約の廢棄條項を行使し得べき前提條件となる内地開放及治外法權の撤廢は、右條約廢棄前例へば三ヶ年間實施を見居ることを要すとなした。同年十二月十一日付公文を以て英國政府は右第二次回章の趣旨を在英森公使にも通報し越すところあつた。⁹井上外務卿は右三ヶ年間の猶豫期間を設けることに對し大に反對した。即ち右様猶豫期間中に若し條約國中の何れか一國が、日本の内地開放振り又は法典實施若は裁判所の運用が不完全なることを申出るときは、日本は今更内地を閉鎖し得ないに拘らず通商航海條約の廢棄を通告するを得ない羽目に至るべく、結局日本は外國人に對し内地を開放するも完全な治外法權を撤廢出來ず、又關稅協定を永久化せねばならなくなるであらうとした。依て明治十七年一月十日青木公使に訓令して英國政府の提議に對する緩和方に付再び獨逸政府の斡旋を煩はす様申出でしめたが、¹⁰獨逸政府は日本に於て誠意を以て内地開放をなす場合には日本政府の恐れるか如き事態を生ずることはないであらう。又假に日本に於て完全に内地を開放し得ない場合にも日本は所定期限後に外國との協議により協定關稅を修正することを得るは勿論であると述べ、英國提議の猶豫期間を設けるの案に對し強ひて日本

に於て反對すべき理由のないものとなした。明治十七年四月十二日付在本邦デンホーフ公使 (Graf von Dönhoff) に對する電訓中にも「日本政府に於て通商航海條約を廢棄するの權は各國と豫め商議を遂げ右商議の定むるところに従ひ一切の裁判權問題を決定するところの日本法律を以て八ヶ年後全國を開くべき約束を爲す場合に限ることとす、獨逸政府は右の方法により英國政府の提議したる三ヶ年の試用期限 (Probational period) を避けんとす」とあり、事實英國提案と大差なかつた。¹¹

英國第一、第二覺書 見も角日英獨政府の意向大體一致せるに付明治十七年四月十日新任在本邦英國公使プランケツト (F. R. Plunkett) は井上外相宛覺書を以て前記英獨政府了解の下に「通商條約期限十二ヶ年但し日本に於て之を廢棄せんとする場合には其の以前兩三ヶ年外國政府の同意すべき形式の下に於て日本の内地が開放せられ居るべきを要するの要旨により條約改正をなすへき會議を開催するに異存なき」を提議するに至つた。¹² 然るに右井上外務卿は英國覺書中の右兩三ヶ年開内地開放實施の試用期間を設けるといふ點に付更に強硬に反對した。英國公使は五月七日付覺書を以て前記覺書に修正を加ふるに至つた。即ち修正覺書に於ては井上外務卿希望の如く右試用期間を設けるの點を削除し其の代りに「日本は條約廢棄通告の權利を行使する以前に外國政府と商議を遂げ、又刑法、刑事訴訟法の外、民法、商法、民事訴訟法を完備するを要す。外國人保護の爲め日本政府の示せる保證が充分にして終に英國人を日本の裁判權に服せしむることに同意すべき時機到れるや否やは英國政府自ら之を判斷せざるべからず」と書き改め、更に「右十二ヶ年期間中何時にても日本に於て領事裁判權を廢する件に付英國と交渉することは固より異議なき」ものなることを言及した。¹³

茲に於て井上外務卿は之れ迄條約改正會議に關する内交渉の圈外に在つた米國の同意をも取付けようとし、五月六日付公文を以て米國ビンガム公使へ通報し、英國提議の趣旨の下に開催する條約改正會議に米國政府の参加を要求した。同公使は同十二日付公文を以て快諾の旨回答し來たつた。

外務卿覺書 斯く關係列國との打合はせを完了せるを以て、井上外務卿は明治十七年七月十七日、内地開放後に廢棄し得べき機構の通商航海條約締結の爲め條約改正會議を開催することに付廟議決定を請議するところあり、其の裁可を得た。因て八月四日付覺書を以て在東京英國公使に提議し、來るべき條約改正會議には下記要旨を其の討議の基礎としたいと申し入れた。他の關係列國公使に對しても右同様の覺書を送付するに至つた。¹⁵

(一) 豫議會に於て同意を得たる改正税目は更に討議修正を加ふることなく其の儘採用する。

(二) 日本政府關稅を變更する場合には其の實施一定期間 (凡六ヶ月) 前に之を公示すべしとの英國政府の意見に同意する。尙稅關諸規則即ち貿易規則、倉庫規則並に拂戻稅、燈稅、港稅、噸稅に付ても稅目と同時に又は其の後速かに決定する。

(三) 日本政府は全國を開き外國人に通商、貿易、居住、不動産を領有 (Holding of real property) するの權利を許す限り其の關稅自定權享有を要求し得べしとの英國政府の意見に對し異存なきも、右關稅自定と開國とが密着せし物と見做すか如き主張は許容し難い。

(四) 日本政府は關稅自定權收復の事を以て開國の事に附着するものと爲すは敢て異議なしと雖も、開國を目的とする條約中には裁判權の問題を以て最も重要なものと信憑するの思考は拋棄しない。

(五) 我政府は領事裁判權の全廢と全國に外國人の居住通商を許すことを同一時期に施行すべきものとする。尤も漸次此の望ましき變革を行はんとするを適當と認め外國人の通商及雜居の爲め「アクセスブル」港凡三、四ヶ所を設けるの準備あり。

(六) 日本政府は外國人旅券制度を改正し其の期限を一ヶ年に延長することに同意する。但し外國人は内地に於て一

切商業上の取引を爲すべからず。

(b) 日本政府は十ヶ年を限り日本人が外國船を傭船し國內諸港に往來通商せしむることを肯諾する。

(c) 日本政府は通商條約の期限を十ヶ年と定め九ヶ年の終りに雙方とも十二ヶ月の豫告を以て廢棄する權を有するものと爲る。

(d) 日本政府は右權利を行使する際同時に列國に於て治外法權を全廢する限り全國を外國人に開放すべきことに同意する。

(e) 尤も日本政府は十ヶ年の終期に至り豫見し能はざる原因事情の爲め條約を廢棄することを得ざる場合には實驗上必要な修正を本條約の上に加ふべきを各國に於て約諾すべきことを請求する。

(f) 外國人をして本條約による新讓與の享有確保せしめんが爲め列國政府は領事裁判權の一部を撤廢するの必要あるべきにより、日本政府は在留外國人をして本邦行政規則、警察規則及地方規則に服従せしめ、又右違反者中三十圓以下の罰金十日以内の拘留に付ては之を日本裁判所の審斷に委ねしめ、夫れ以上の場合は之を最寄り當該國領事官に引渡し前記日本の諸規則により糾問審斷せしむることを望む。尤も右諸規則は舊開港場内違反者には之れを實施しない。

(g) 日本政府は國中何れの處に於ても（舊開港場内を含む）法律規則を犯した外國人ある場合には日本警察官をして之を捕拿せしめることを望む。

(h) 日本政府は「アクセスブル」港に於て日本人と外國人との間に起る五百圓以下の民事訴訟は原告被告の國籍如何を問はず一切之を日本裁判所の管轄に任ずことにしたい。

(i) 開港場及「アクセスブル」港に於て工業又は製造業に従事する外國人に對しては日本人同様の免許料及税金を支拂はれたい。

(j) 外國船舶乗組員は船舶内に於ては其の船舶所屬國の管轄權に屬するも、陸上に於ける犯罪は一般の外國人と等しく本條約の定むるところに従ひ日本裁判所又は領事裁判所に於て所管せられること。

(k) 開港場に於ける居留地取締法を改良すること、但し居留地内に於て保有する不動産は之を日本人の所有土地に準じ其の負擔する地稅を均一ならしめること。尤も外國人に於て土地所有權を得るに至る場合には日本人同様日本土地所有法に服従せしめるの必要がある。

(l) 外國人は日本人と會社を組織し又日本の工業及商業會社の株式を所有せしむべきことに付協議すべきも此の場合には是等組合及會社は日本裁判所の管轄に屬するものとする。

(m) 最惠國條款に關し多少たりとも我主張に應ずべき様再考せられんことを希望する。

(n) 特許商標の保護は之を相互的基礎に規定することとしたきも、右協定は英國政府意向の如く通商條約締結後に延期するも妨げない。

蓋し右要約すれば覺書の内容は要するに

(一) 明治十五年條約改正豫議會に於て議したる協定稅目の承諾。

(二) 右條約改正豫議會に於て列國委員と審議したる裁判權の一部回復を新通商條約中に規定すること。

(三) 右新通商條約は十ヶ年後に之を廢棄し得べきも、右廢棄の場合には之に先だつ三ヶ年間本邦と外國との間の協定により本邦内地が開放せられ居ることを要す。

と云ふのである。

右井上外相の條約改正會議に關する覺書に對しては其の後明治十七年八月五日（英國）乃至十月二十四日付（澳）

公文を以て夫々關係各國公使より同意の旨又各國公使は會議開催條約調印の全權を有する旨回答するに至つた。

佛國の提議 尤も右の中佛國公使シェンキヴィツ (A. Sienkiewicz) は之より先七月二十四日付覺書を以て條約改正會議の議題に關する佛國側意見に付一乃至九項を通告して來て居たが右意見中に於て

- (1) 通商航海條約の期限を十ヶ年とするも日本は内地を外國人の爲めに開放し居らざる限り廢棄の權利なきこと。
- (2) 絹物輸出稅廢止を明治十五年豫議會編成の協定稅目同意の條件とすること。及
- (3) 一般特許商標權保護に關し特約を設けること。

を要求し、更に同年八月二十一日付を以て條約改正會議開催方を同意せる回翰中にも上記絹物輸出稅廢止及特許商標の保護に付言及するところあつた。

右佛國公使の要求に付井上外務卿は數次折衝の後、前者に付ては十八年二月二十二日付公文を以て内密に「今更明治十五年の協定を變更し得ざるに付日本獨自の宣言により佛國の希望を容れることとしたい」と回答した。又後者に付ては明治十八年三月九日付公文を以て佛國公使より更に其の意圖するところを示す爲め相互的國民待遇を規定した商標保護條約案文を送付し來り井上外務卿に於て之に對し異議なき意向を示した。¹⁶

伊・西國提議 又伊國代理公使は同十七年八月十日付公文を以て井上外務卿覺書を一應本國政府へ移牒の旨回答し來たつたが、漸く同十八年四月二十五日公文を以て全權委任狀を送付すると同時に、珊瑚、幾那、オリヅ油三品に對し明治十五年の協定は高率に過ぎるとし之に對し減稅方要求し來り、又西班牙國代理公使より同年八月十九日付を以て煙草、葡萄酒、火酒、砂糖に關し前記明治十五年の協定を高きに過ぐるとし減稅方申入れるところあつた。

井上外務卿は其の執れに對しても當初明治十五年豫議會の決定を動かすを得ずと之が再議方を強硬に拒絶したが、前者に對しては條約改正會議の見据え付きたる頃明治十九年五月三日在羅馬田中 (不二磨) 公使をして伊國外務大臣

ロビラント (P. Robilant) 伯との間の秘密公文交換により條約實施後が減稅を行ふべきことを約せしめた。¹⁷

改正會議通告 斯くて井上外務卿は大體主要列國に於て明治十七年八月四日付覺書を基礎とし條約改正會議開催に付異議なきを確かめたるを以て、明治十八年四月二十五日付公文を以て在東京各國公使に對し右覺書を成文化せる第三次條約改正案 (二十六ヶ條) (外務省顧問デニソン起草案を基礎とし内閣顧問ボアソナード司法省顧問ルドルフの意見を參照の上外務省内委員會に於て編成せるもの) を内示するところあり、¹⁸ 次いで愈々明治十九年四月二十六日付を以て在東京各國公使に對し來る五月一日より外務省に於て條約改正會議を開催のことを通知し、各國公使の承認を得るに至つた。蓋し前記井上外相が明治十七年八月四日各國公使に覺書を提出せる以後の英獨佛等主要列國との間の異議解消せるに拘らず、條約改正交渉の遅々として進まず、漸く明治十九年五月一日より條約改正會議開催の運びに至つた所以は、恰も當時朝鮮事件突發し明治十七年十二月二十一日には井上外務卿特派大使として朝鮮に派遣せられ、又明治十八年二月二十五日には伊藤參議特派大使として北京に派遣せられた等の外交事件あり、又國內的にも同年十二月二十二日には太政官官制廢止せられ、三條太政大臣に代り伊藤伯を總理とする内閣始めて組織せられたが如き事情あり、内外匆慌の政情に牽引せられたものと思はれる。

註 1 2 3 4 5 夫々條約改正關係大日本外交文書第二卷二三七、二九八末尾、二三七、三五七、三五八文書

6 7 8 9 10 夫々同右三六三及三六四、二九二及二九四、二九七附屬一、二五一、三七〇文書

11 12 13 14 15 夫々同右三七四、一〇九、一一〇、一一七、一一九文書

16 17 18 19 夫々同右一二五、四一五、一三三三文書